

議案第 39 号

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 6 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 4 年墨田区条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 3 の 1 東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域墨 104 号線沿道地区の部（あ）欄第 1 号を次のように改める。

1 次に掲げる建築物

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項各号、第 6 項各号、第 7 項各号及び第 8 項から第 10 項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの

イ カラオケボックスその他これに類するもの

ウ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

エ ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場

オ 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

カ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 2 条第 6 項に規定する納骨堂の用途に供するもの

キ 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 4 項に規定する簡易宿所営業の用途に供するもの

別表第 3 3 の 1 東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域墨 104 号線沿道地区の

部(い)欄中

「 2の2
規則
で定める
用途
上や
むを得ない
もの
」

を

規則
で定
める
用途
上や
むを
得ない
もの
2の3
墨1
04
号線
に面
する
建築
物の
1階
部分が地
区の
にぎ
わいに
資する
店舗
その他
これに
類する
もの。
ただし、
当該
建築
物の
5階
以上の部
分を
飲食
店の
用途
に供
する
場合
は、
ホテル
又は
旅館に
付帯

に改め、同表 3の2 東京都市計画亀沢地区地区

する
もの
に限
る。」

整備計画区域住工商共存地区の部(あ)欄第1号を次のように改める。

1 次に掲げる建築物

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号、第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの

イ カラオケボックスその他これに類するもの

ウ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

エ ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場

オ 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

カ 墓地、埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する納骨堂の用途に供するもの

キ 旅館業法第2条第4項に規定する簡易宿所営業の用途に供するもの

別表第3 3の3東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域幹線道路沿道地区の部(あ)欄第1号を次のように改める。

1 次に掲げる建築物

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号、第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの

イ カラオケボックスその他これに類するもの

ウ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

エ ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場

オ 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

カ 墓地、埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する納骨堂の用途に供するもの

キ 旅館業法第2条第4項に規定する簡易宿所営業の用途に供するもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

東京都市計画亀沢地区地区計画の変更に伴い、当該地区の建築物の用途の制限等について改める必要がある。